

中之条町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

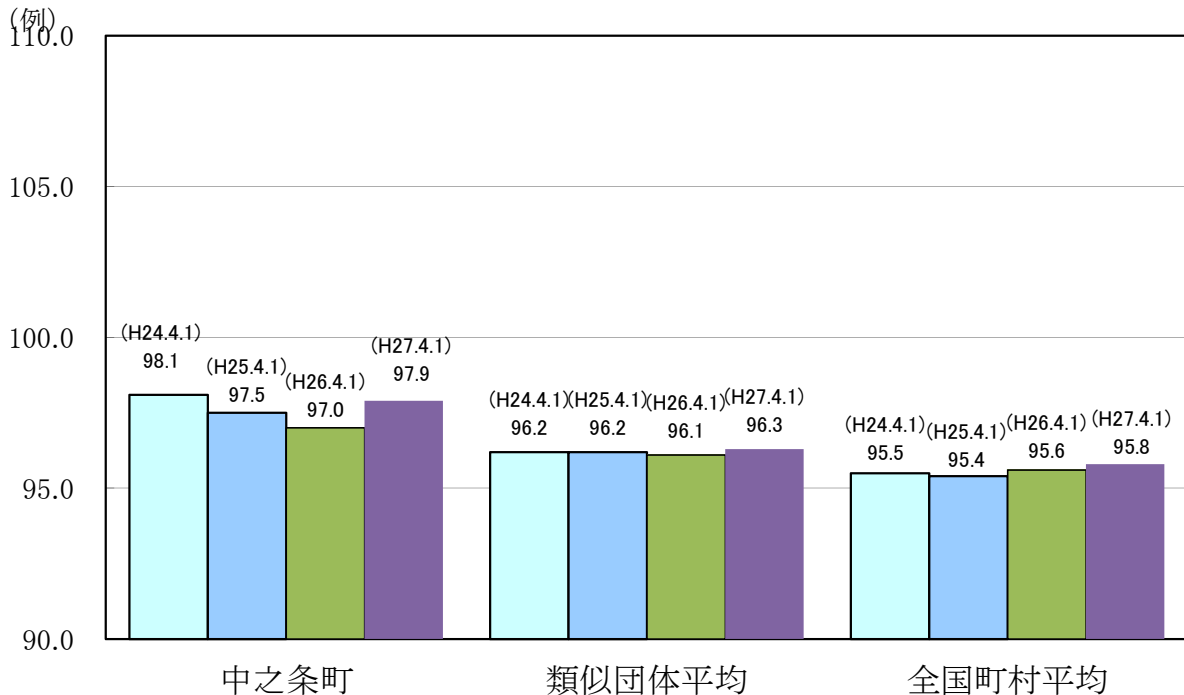
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 17,713	千円 9,758,605	千円 525,240	千円 1,737,483	% 17.8	% 17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
26年度	人 192	千円 716,097	千円 159,311	千円 267,859	千円 1,143,267	千円 5,955	千円 5,587

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 **未実施**]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

近隣町村の状況等から判断

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準0%に対し、中之条町においても0%。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合（H28.4.1）
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
中之条町の支給割合	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

特になし

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中之条町	43.8 歳	330,672 円	438,422 円	355,712 円
群馬県	43.7 歳	344,600 円	414,934 円	375,254 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.1 歳	313,189 円	367,674 円	399,563 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
中之条町	48.6歳	20人	306,040円	336,645円	320,148円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.0歳	11人	313,682円	320,533円	355,727円	調理士	44.7歳	246,900円	1.30
うち用務員(小中学校)	45.9歳	4人	284,325円	294,940円	297,158円	用務員	54.6歳	200,300円	1.47
うちその他(公仕等)	45.3歳	5人	306,600円	405,454円	332,867円	—	—	—	—
群馬県	50.9歳	116人	339,700円	372,004円	361,281円	—	—	—	—
国	50.2歳	2994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	10人	288,149円	310,714円	299,358円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
中之条町	—	—	—
うち学校給食員	3,999,492円	3,345,400円	1.20
うち用務員(小中学校)	3,586,992円	2,774,400円	1.29
うちその他(公仕等)	4,922,896円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中之条町	41.7 歳	318,767 円	337,098 円
群馬県	44.3 歳	380,200 円	422,036 円
類似団体	39.9 歳	293,467 円	316,475 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中之条町	41.5 歳	312,363 円	322,682 円	321,302 円
群馬県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	42.3 歳	332,279 円	— 円	381,205 円
類似団体	40.0 歳	284,460 円	305,862 円	295,043 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		中之条町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	163,600 円	179,300 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	145,400 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	142,100 円	141,000 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—
教育職	大学卒	163,600 円	200,100 円	—
	短大卒	151,800 円	— 円	—
福祉職	大学卒	163,600 円	— 円	—
	高校卒	142,100 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

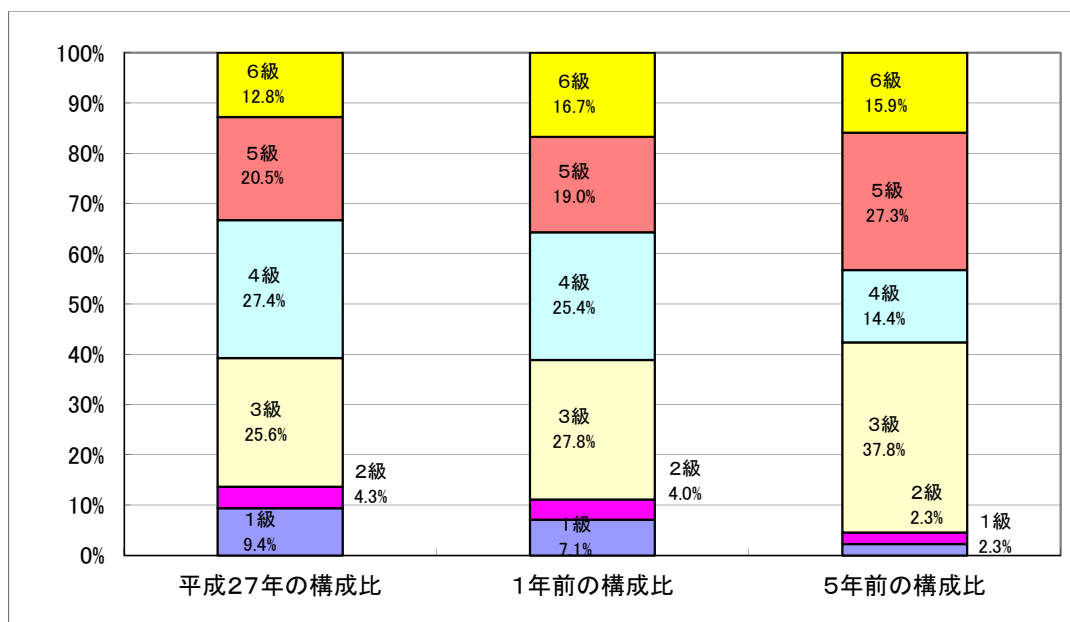
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,500 円	362,600 円	388,700 円	396,600 円
	高校卒	— 円	333,700 円	369,200 円	388,000 円
技能労務職	高校卒	251,100 円	310,800 円	335,900 円	338,400 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
福祉職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	11人	9.4%	135,600円	244,900円
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5人	4.3%	187,700円	308,000円
3級	主任の職務	30人	25.6%	224,600円	354,700円
4級	1 係長の職務 2 1に相当する職の職務	32人	27.4%	263,500円	388,300円
5級	1 補佐の職務 2 1に相当する職の職務	24人	20.5%	290,700円	400,600円
6級	1 課長の職務 2 1に相当する職の職務	15人	12.8%	322,100円	422,600円

- (注) 1 中之条町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度は試行の段階であり、その目的については人材育成に主眼を置いているものであり、評価結果に基づく昇給区分は行っていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中之条町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,522 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,721 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度は試行されているものの、その目的は人材育成のためであり、評価結果に基づく成績率の決定は行っていないので、一律に支給（150/100）した。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

中之条町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.556 月分 勤続25年 29.145 月分 34.583 月分 勤続35年 41.325 月分 49.590 月分 最高限度額 49.590 月分 49.590 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.556 月分 勤続25年 29.145 月分 34.583 月分 勤続35年 41.325 月分 49.590 月分 最高限度額 49.590 月分 49.590 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
(退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 22,758 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		1,326 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		442 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都 特別区	18 %	2 人	18 %
群馬県 前橋市	3 %	1 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		97.3 (97.3)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。
(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		204 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		3,849 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		23.8 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
マイクロバス運転業務手当	大型自動車免許取得者	マイクロバス運転業務	204千円	50km以内500円、 50km以上1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	53,510 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	286 千円
支給実績(25年度決算)	37,602 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	179 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ※16～22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		22,686 千円	107,009 円
住居手当	借家・借間(家賃12,000円以上) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ		5,849 千円	27,590 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使(2km以上)することを常例とする職員に支給	同じ		14,872 千円	70,151 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員についてその職務の特殊性に基づき支給 ・課長、局長等 月額41,800円 ・次長、館長 月額33,400円 ・保育所長、副支配人 月額25,100円	異なる	支給額	11,117 千円	444,680 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤し、常時勤務に服する職員に支給(11月～3月)	同じ		12,315 千円	58,090 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給	同じ		4,637 千円	45,911 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	715,500	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		(795,000	円)	850,000	円/	399,000	円
報 酬	副市町村長	583,200	円				
		(648,000	円)	700,000	円/	409,200	円
報 酬	議 長	315,000	円	420,000 円/ 230,000 円			
	副 議 長	255,000	円	360,000 円/ 180,000 円			
	議 員	235,000	円	345,000 円/ 157,000 円			
期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)					
	副市町村長	4.0	月分	加算措置 20%			
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)					
	副 議 長	4.0	月分	加算措置 20%			
	議 員						
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副市町村長	給料月額×在職年数×520/100		14,882,400 円		任期ごと	
	備 考	給料月額×在職年数×300/100		6,998,400 円		任期ごと	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

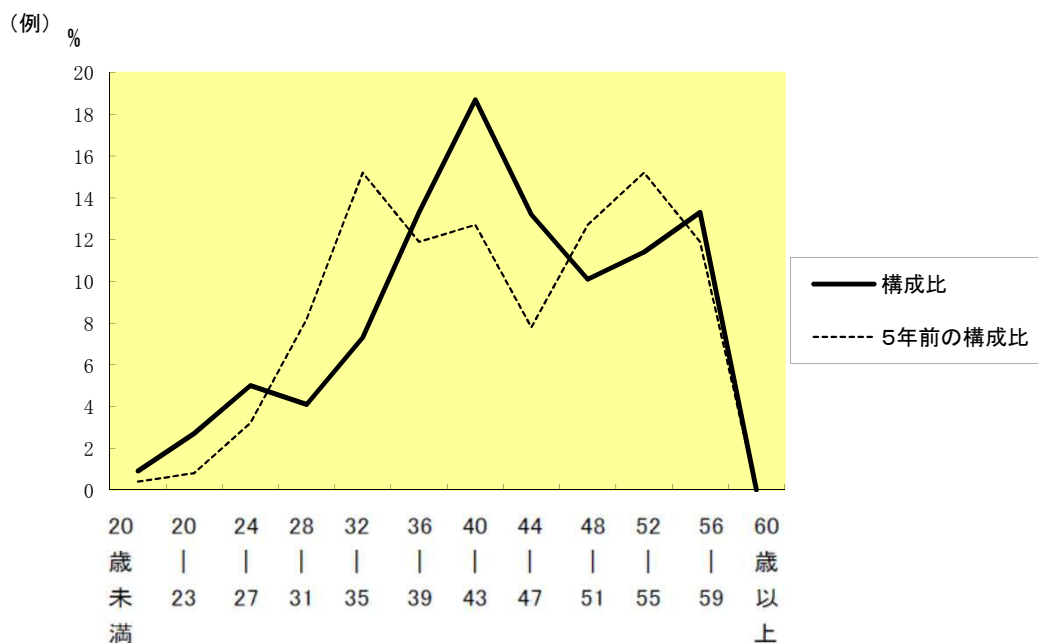
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	総務	40	41	1	戸籍窓口業務増
	税務	12	12	0	
	民生	40	37	△3	保育士の減
	衛生	14	14	0	
	労働	1	1	0	
	農水	15	16	1	土地改良業務増
一 般 行 政 部 門	商工	9	5	△4	エネルギー対策課を企画政策課に統合
	土木	8	8	0	
	計	141	136	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.01 人)
	教育部門	52	50	△2	事務の統廃合縮小による減
	小 計	193	186	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.82 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.82 人)
公 営 会 計 等 部 門	水道	8	9	1	経理業務担当増
	下水道	5	3	△2	下水道工事終了に伴う事業減
	その他	21	21	0	
	小 計	34	33	△1	
合 計		227	219	△8	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.78 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	6人	11人	9人	16人	29人	41人	29人	22人	25人	29人	0人	219人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	145	141	141	145	141	136	▲9(▲6.2%)
教育	62	63	63	56	52	50	▲12(▲19.4%)
普通会計計	207	204	204	201	193	186	▲21(▲10.1%)
公営企業等会計計	38	37	35	36	34	33	▲5(▲13.2%)
総合計	245	241	239	237	227	219	▲26(▲10.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	403,306	68,320	42,334	10.5	14.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
26年度	8	29,035	4,887	8,412	42,334	5,292	6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
中之条町	40.8 歳	315,344 円	500,125 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中之条町(水道事業職員)		中之条町(一般職)	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)	
1,052 千円		1,522 千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

中之条町(水道事業職員)			中之条町(一般職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.556 月分	勤続20年	20.445 月分	25.556 月分
勤続25年	29.145 月分	34.583 月分	勤続25年	29.145 月分	34.583 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	22,758 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		5 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		1,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		1.8 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
マイクロバス運転業務手当	大型自動車免許取得者	マイクロバス運転業務	204千円	50km以内500円、 50km以上1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	2,260 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	323 千円
支給実績(25年度決算)	2,800 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	350 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	一般職と同じ	同		656 千円	82,000 円
住居手当	一般職と同じ	同		324 千円	40,500 円
通勤手当	一般職と同じ	同		706 千円	88,250 円
管理職手当	一般職と同じ	同		395 千円	395,000 円
寒冷地手当	一般職と同じ	同		517 千円	64,625 円

(2) 自動車教習所事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	106,314	△ 11,638	44,629	42.0	43.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
26年度	8	28,290	6,051	10,288	44,629	5,579	6,665

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中之条町	44.4 歳	307,240 円	555,094 円
団体平均	45.0 歳	356,357 円	555,844 円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中之条町(自動車教習所事業職員)		中之条町(一般職)	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)	
1,214 千円		1,522 千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

中之条町(自動車教習所事業職員)			中之条町(一般職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.556 月分	勤続20年	20.445 月分	25.556 月分
勤続25年	29.145 月分	34.583 月分	勤続25年	29.145 月分	34.583 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	22,758 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	2,712 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	387 千円
支給実績(25年度決算)	2,712 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	339 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	一般職と同じ	同		900 千円	112,500 円
住居手当	一般職と同じ	同		820 千円	102,500 円
通勤手当	一般職と同じ	同		308 千円	38,500 円
管理職手当	一般職と同じ	同		502 千円	502,000 円
寒冷地手当	一般職と同じ	同		532 千円	66,500 円